

石清水八幡宮神人家文書にみる連歌師紹巴と細川幽齋

竹 中 友里代

目次

はじめに

一、橋本家の文書調査

(一) 橋本家文書の調査と八幡市誌

(二) 橋本家文書の概要

二、石清水八幡宮神人橋本家

(一) 等安以前の橋本家

(三) 橋本等安と警固社土橋本家

(四) 等安周辺の石清水法楽連歌

三、橋本家文書の連歌

(一) 橋本家文書の連歌資料

(二) 紹巴の評点と書状

(三) 紹巴と細川幽齋による両評点

(四) 等安主催の連歌会の連衆

むすびにかえて

表1 橋本家文書概要 表2 橋本家連歌等一覧

写真図版

【関係史料】《史料1～6》
《史料7》【幽齋・紹巴両評点等安独吟百韻連歌】

はじめに

八幡地域の神人家文書群には、土地売買証文や年貢関係だけでなく、石清水八幡宮補任状や安居頭役差定・徳川家康領知朱印状はじめ歴代將軍領知朱印状など特徴ある文書が伝来するが、文芸関係では、雅楽管弦の譜、松花堂昭乗に因む滝本流の書家の手蹟や古筆切にまじり、漢詩・和歌短冊・連歌懐紙などの詩歌の自作にも親しんでいた神人の文化活動を示す文書が多く見られる。八幡市橋本にあった旧家橋本家の古文書には、「高好連歌」と題する横半帳と卷子三巻があり、いずれも紹巴の評点と句の処々に講評が書き込まれている。とりわけ卷子には連歌師里村紹巴の花押を署す書状と細川幽齋の評点加わる。連歌という文学作品を地域の歴史にいか位置づけるか本稿の試みである。

一、橋本家の文書調査

(一) 橋本家文書の調査と八幡市誌

橋本家文書は、八幡市域で活動している「地域史料研究会やわた」の有志の面々と共に橋本家から古文書を借用して二〇一七年一月より、調査を始めた^①。現在作業は、古文書一点ごとに番号を付与し、文書名・作成年代・作成者・宛て所などの各項目をエクセルに入力する目録作成作業がほぼ終了した。収納容器六箱に、計八一〇点を数え、全体の分量が確認できた段階である。

橋本家文書については、一九八八・八九年の京都府教育委員会によって古文書の所在が確認され、一九七五年頃から始まる八幡市誌編纂事業で箱1・2は、封筒による粗仕分けが行われていた。ここでは整理作業だけにとどまり、『八幡市誌』第二巻近世編本文への活用には至らなかったように、橋本等安については、第六章近世八幡の文化人たちで取り上げられ、その内容は『山城綴喜郡誌』を転載するにとどまっている^②。

その本文内容を紹介すると、橋本等安は、八幡宮の社士にして、橋本当好（高好の誤記）と称し、通名満介、老後等安と改め、別号を不伯斎と云い、和歌連歌を好み、紹巴に入門し、秀吉の連衆となる。ある時秀吉の連歌に天守閣に召され「音はするいつこの駒の轡虫」に付句を皆が窮した時に「霧の中ゆく逢坂の関」と詠み賞詞を賜ったことは、紹巴が等安に送った書状にあるという。綴喜郡誌編纂時には書状が現存していたか、伝承があったようである。等安の和歌は他の書に散見

なしとして、「五月雨はをのか時ぞとをちかへりなくねもあかぬほと、ぎすかな」の一首が伝わるといふ。また連歌の発句四句が紹介されている。

なひきあひて霞にねさす柳かな

梅か香や篠ぬけ出し袖の露

かりかねは霞にもれて山もなし

若草やつなきとめけむ放れ駒

連歌の妙手と讃えられた等安の発句は世に伝わるものが多いといふが、いずれも『連歌総目録』^③及び本調査の橋本家文書中には見出だせなかった。

(二) 橋本家文書の概要

橋本家文書の各箱別の点数と概要を次の表1にまとめた。

箱1には、五八点を収納し、唯一年紀のある木箱である。箱の上蓋表・箱身の底部及び中蓋裏に「慶長十二年正月吉日 橋本惣中帳箱」と墨書があり、橋本惣中の帳箱を橋本家が管理していたことがわかる。また上蓋裏の貼紙には、「正保三年戊辰正月八日講次第、但無下行、心経よミ、ふせハ中間ヨリ遣」とあり、「戌 休可、亥 宗専、子 伝兵衛：（以下略）」と干支と人名が記されている。おそらく毘沙門堂で行われる八日講の毎年の頭家が記され、ここでは般若心経を誦誦し、下行米の支給がないので講仲間各人が負担して導師への布施を支払っ

表 1 橋本家文書概要

箱	点数	主な内容
1	58	朝鮮通信使人足徴発関係、狩尾社遷宮記、延宝注進、年貢算用帳、放生会祭列図、積立講仕法帳、八幡宮縁起、安居神事式日、淀川両岸街道図
2	608	土地売買・金銭貸借証文、安居神事証文、街道捨子・病人人等届、天正慶長知行高写、橋本町諸勘定帳、茶屋仲間約定書、橋本郁次郎書簡
3	113	『日露戦争実記』・『歴史写真』等雑誌類、教科書、冠句集、高好連歌、養蚕伝習所講義録
4	10	八日十日式文、武鑑、唐詩選、礼記、撫箏雅譜集
5	4	連歌卷子装3巻、小寺家略系図
6	17	徳川家康・秀忠・家光領知朱印状、歴代由緒書、等安土地目録、田畑高帳、反別取調帳
合計	810	

ていた。この毘沙門堂については、十八世紀中頃の石清水八幡宮全図をみると米尾寺内に二間・二間半の瓦葺の堂がある。嘉永元年の「男山考古録」では、この地の字名を「こめのお」と称し、これにちなんで「ベイビジ」の寺号とする禅宗寺院であり、境内には毘沙門天像を本尊とする小堂一字があるという⁴⁾。現在地を推定すると、狩尾道を東に進み、京阪電車高架を越えた東、かもしか児童公園辺りであろう。また同箱内には石清水八幡宮の由緒や縁起、男山の境内を構成する堂塔宿坊や摂末社の建物規模、僧俗神人組織や放生会次第など石清水領の明細帳ともいえる「延宝注進」がある。

昭和二十二年に八幡宮社務所火災により焼失した永享五年（一四三三）足利義教奉納「石清水八幡宮縁起」⁵⁾の写本がある。詞書の間に差し込む白描画十一場面が巻き込まれている。この縁起の写本は神宝所神人や他領の駕輿丁神人家にも伝来し、縁起をめぐる八幡信仰の地域性を知る資料といえる。

「放生会祭列図」は、参道を行く神人祭列と、絹屋殿及び宿院頓宮での諸役の配置図を記す。年紀はないが、本図に書込まれた社家の僧位僧官及び検校在職期間から推定すると、元禄四年（一六九一）から同九年の放生会の図である。

他に石清水八幡宮の境外摂社狩尾社が寛文七年（一六六七）・宝永七年（一七一〇）に修復され、その時の遷宮儀式の記録や造営及び修復棟札の写がある。明治四十三年狩尾神社財産登録申請書等があり、橋本地域の氏神狩尾社の新出史料である。

箱2は、田畑売買や金銭貸借などの証書類や届書・訴訟写などの

一紙ものを多く含み、六箱中六〇八点と収納点数も多い。年紀の古いものは慶長期に遡り、山林の境界・山の権益にかかるものがある。慶長六年「惣中万日記」は橋本町の諸勘定帳であり、慶長十年「万郷中覚日記」では人足家数が書き上げられている。捨子や病人の介抱から死亡届等は、街道筋での人の移動に伴う諸事件に対して侍中として橋本町の治安と町の自治運営にあたっていたことを示す。茶屋仲間約定書や橋本町定書もあり、橋本町での旅籠や者売り商など町人の営みが垣間見られる。ほかに、明治二十年（一八八七）浦賀海軍入営、同二十三年にはトルコ軍艦エルトウル号遭難者護送にあたり、同二十七年軍艦吉野に乘組み日清戦争に海軍兵曹として従軍した橋本郁次郎の書簡等がある。点数内容共に豊富で、今後の調査が期待される。内側にブリキ板を張り付けた茶箱に「重要書類 古文書 本橋本家」の貼紙があり、市誌編纂時の調査により整理され、大切に保管されていた。

箱3には、雑誌『日露戦争実記』（明治三十七年二月～三十八年十一月）三十五冊や昭和十六年～十八年『歴史写真』三十五冊、教科書などの書籍類が主である。明治二十三年八幡宮で開校された南山城養蚕伝習所の講義録等がある。明治三十年代に綴喜郡八幡の里で組織された月橋社員による冠句集八点がある。

箱4の「八日十日式文」は、毘沙門堂の八日講の次第や献立、狩尾社で正月十日に行われる武射の式次第、装束、調度備品などを記録し、落合・橋本氏の八名が連署する。橋本町独自の祭祀を知る史料である。

箱5は、後述する天正四年から天正十四年までの連歌と紹巴の書状

を卷子装にした三巻がある。

箱6は、橋本等安・橋本助六・橋本三河に宛てた徳川家康・秀忠・家光の領知朱印状七点に、明治五年頃京都府に提出した橋本家歴代の由緒書がある。ほかに慶長九年（一六〇四）人足数の記録や寛永八年（一六三一）等安土地目録、延宝八年（一六八〇）田畑高帳等もある。

二、石清水八幡宮神人橋本家

（一）等安以前の橋本家

橋本家には、元龜二年（一五七二）から天正十四年（一五八六）までの等安連歌があるが、この時期の文書は、橋本家には伝来しないため等安自身とそれ以前の情報は甚だ少ない。そこで石清水八幡宮所蔵文書から橋本家に関わる文書を掲出する。

「天下安居神事記」⁶⁾には、寿永元年（一一八二）高田藏人忠国は源頼朝の幣礼使として男山の山下の金振但馬助宣の屋敷にて沐浴精進して八幡に参拝、金振が感応して翌寿永二年に夫婦ともに勤修して神事に入ったことを安居神事の起源として記されている。文治二年から郷民が神事を勤め、建久二年（一一九二）に橋本重藏、宝治元年（一二四七）には橋本豊前権守が安居神事の頭人を勤めたと記され、「男山考古録」にも引用されている。もとよりこれを裏付ける史料はなく、近世に作成された由緒としても、橋本家は往古より安居の神事を勤仕する安居本頭神人家であることは認知されていた。

また八幡宮文書には、天文十三年（一五四四）に、大山崎との灯油渡しを管理していた橋本次郎左衛門尉末満の名が見える。摂州より

八幡へ薪柴を売る商売の荷を山崎領で留め、荷を焼き捨てられた。また駄別と称して山崎の渡し口で、役銭を取っている。これは、天文七年にすでに制札及び下知で禁止されている新聞にあたるとして、橋本二郎左衛門が訴えているのである。この制札の内容は、永禄五年（一五六二）室町幕府奉行人連署による「石清水八幡宮燈油渡路境内橋本渡」の禁制によって知ることができ（『史料1』）⁷⁾。

橋本家文書中には、永享十年（一四三八）「石清水八幡宮燈油通路橋本渡舟之事」があり、右京大夫から佐々木大膳大夫宛の写⁸⁾である。年代から推定すると佐々木大膳大夫は六角満綱、右京大夫は管領細川持之にあたるが、本文書の細川持之の花押は、東寺百合文書等に伝来する花押とは相違し、損傷甚だしいが料紙・字体からも近世の写しと判断した。近世になって橋本渡しを管理する旧家にも同文の文書が伝来していることから、八幡側の橋本渡しの權益を主張する文書として近世に書写されたものであろう。さらに永禄十三年（一五七〇）には片岡助三郎宛の「橋本安芸守吉勝書状」に、嘉例として五明（扇）一本頂戴に対して松煙（墨）二挺を進上したという。そこに「某書状土代」（年未詳）として、橋本二郎左衛門宛の文書が貼り継がれている⁹⁾。橋本吉勝から書状の返事かその関連文書としてこの二通が一括伝来したとするならば、橋本吉勝と二郎左衛門は同一人物か近い関係といえるが、今調査の橋本家との直接の関係は未だ不明である。

現在の橋本地域には、浄土宗の西遊寺、浄土真宗正満寺、日蓮宗本祥寺があるが、元禄五年（一六九二）の「神社仏閣并坊舎寺庵改帳」によると当地には地藏堂・西方寺・常德寺・米尾寺・慈眼院・十念寺

など多くの寺庵があり、そのなかに橋本寺がある。開基は不明であるが、天文二年（一五三三）橋本氏の一建立で創建され、京都本国寺末の法華宗であった。元和三年（一六一七）には妙景日珠が住持であった。八幡のほとんどの寺庵は家康領知朱印状によりわずかでも寺領を所持していたが、橋本寺は無年貢地で、朱印地を持たないため、橋本家の支援に拠った。神宝所神人落合五郎右衛門利経の屋敷の隣地に所在し、寺号は山崎橋の由来ではなく橋本氏支配によるという。現在西遊寺境内には、題目の名号碑が残る。裏面に元禄三年（一六九〇）十二月十三日「施主法春・法悦・長態」の銘がある。十八世紀中頃の景観を描く石清水八幡宮全図にも橋本寺跡と表示され、「男山考古録」に寛保三年（一七四三）註進記に橋本寺跡とあるという『史料2』¹⁰⁾。近世に渡しの權益を失い、橋本家の朱印地だけでは寺院の存続は次第に困難になり、名号碑建立の元禄期以降、一八世紀中頃までには橋本寺は退転していた。

（三）橋本等安と警固社土橋本家

橋本等安は、高好、満介、不伯斎と称す。天正七年（一五七九）十一月の連歌では高好と名乗り、紹巴書状でも宛名は満介であるが、間もなく出家したのであろうか、翌天正八年六月以降の連歌には等安と名乗る。本稿では、等安と表記する。生年は不明で、慶長十八年（一六一三）四月七日に没し、法名は閑林院等安である。元龜二年（一五七二）からの連歌が記録され、等安の活動期間を推定するに、連歌以外に等安自身にかかわる史料は、きわめて少ない。

等安は、慶長六年（一六〇一）七月「狩尾社棟札写」《史料3》⁽¹¹⁾にその名を記す。狩尾社は、八幡宮遷座以前に男山に鎮座していたが、宇佐より八幡大菩薩遷座の時に当山に移動し、護国寺奥之院と号したという。慶長五年の関ヶ原戦の後、志水忠宗が安居神事の頭役を勤め、当社大破の様子を家康の内室お亀に伝えた。この亀女・尾張藩祖徳川義直の生母が本願人となり田中秀清によって狩尾社が造営されたとの由緒を記す。奉行・大工・檜皮師に加えて、当村衆中十三名には橋本満介入道等安のほか、橋本氏や落合氏の名がある。橋本甚五郎は次に述べる等安とおなじ警固社士で、落合五郎右衛門・落合八郎右衛門は神宝所神人である。落合弥助煇齋・橋本高味は橋本家文書中に登場し、いずれも家康領知朱印状を所持する。狩尾社造営には、これら橋本に居住する石清水の有力神人が関わっていた。

明治五年（一八七二）頃に京都府に提出した「歴代由緒書」によると、橋本家は橋本において累代所領を賜り、橋本本所と号し、連綿相続してきたが、戊辰の兵火に遭い証跡を失ったために橋本播磨守長友の男である橋本源高好を中祖一代としている。慶長五年家康領知朱印状《史料4》により、五十七石四斗七升を給され、寛文印知《史料5》では、安居本頭十二人組の警固社士に位置づけられている。⁽¹²⁾ 警固社士とは、遷宮儀式などの祭祀時に境内の担当部署を警固する神人である。

橋本家には、同じ十二人組の橋本助六の家康領知朱印状と、安居脇頭神人四十八人組の橋本三河の家康領知朱印状が伝来している。

（四）等安周辺の石清水法楽連歌

甘露寺元長の日記によると、元龜二年（一五〇一）三月六日「石清水御法楽続歌被賦遣」とあり、当番で御所に参内していた元長は石清水に奉納する続歌が読まれていたと記録している。永祿十二年（一五六九）、続いて元龜元年（一五七〇）四月二十八日には織田信長の戦勝祈願の法楽として楽を奏している。また天正元年（一五七三）十月二十四日八幡の法楽のために和歌短冊が詠み手に渡されている。同十月二十六日には山科言継が和歌三首を法楽、天正十年三月九日には和歌百首を石清水に法楽し、信長の戦勝祈願を行っている《史料6》⁽¹³⁾。この時期石清水八幡宮では、戦勝祈願等で雅楽や和歌等の法楽が頻繁におこなわれていた。

連歌については、元龜元年（一五七〇）二月五月初卯の法楽連歌が行われたことが『山科言継日記』⁽¹⁴⁾にある。

早旦参武家、初卯八幡御法楽御連歌有之、御人数御門主道澄・聖護院僧正、大覚寺僧正・義性、三条大納言・實澄卿、予、飛鳥井中将・雅敦朝臣、不断光院清誉上人・芳溪、細川兵部大輔・藤孝、飯川肥後守・信堅、上野下野守・輝加、曾我兵庫家頭・助乗、飯川治部少輔・秋共、春阿弥、執筆覚勝院尼松千代丸・松林院次男、等也、先白粥、次吸物、一盞有之、次午下刻朝喰有之、両門跡之御陪膳御部屋衆、一色駿河守、同四郎、上野下野守、荒川與三等也、三、予、飛中等之前竹藤備後守、小田刑部少輔、安田宮内少輔等也、清誉以下御炊、不及見之、御会奉行撰津守晴門朝臣、戊初刻終了、次公

卿之物にて御盃出た、次以撰津守各珍重之由申入了、次各退
出た、今日御発句以下如此

くる春の年のをなかき柳哉

大納言

ならさぬ風に匂ふ梅か枝

聖護院僧正

鳥の音に霞なからの池はれて

三条大納言

雨夜の朝け日はさやかなり

大覚寺僧正

月はなを残りてうすき山のはに

予

千草の色のかき野の末

雅敦朝臣

分入し霧や袂にかゝらん

芳溪

をちかた人にやとりとふ春

藤孝

参席している顔ぶれをみよう。発句主客脇句亭主というが、早且に
武家が参り、発句を詠んだ大納言は、前年永祿十二年に参議から権大
納言に昇進した将軍足利義昭ではなからうか。脇句は聖護院門跡道澄
である。近衛植家の子で和歌連歌を好み信長・秀吉とも親交があった。
三句の三条大納言實澄卿は、歌道の家職の三条西家で、後に子が幼少
故に細川藤孝に中継ぎの古今伝授を行っている。次の大覚寺宮空法親
王義性は、後陽成天皇を兄にもち、和歌連歌を好み細川幽斎より古今
伝授をうけ後水尾天皇に相伝した智仁親王の兄でもある。さらに山科
言継、飛鳥中将雅敦と続く。不断光院芳溪は、鳥津貴久に招かれ鹿
児島に不断光院を開創、連歌を好む浄土宗の僧侶である。そして最後
に藤孝の句が記されている。この法楽連歌は、戦国武将であり、古典・
有職故実・茶道・音曲等の学問芸能に通じた文化人細川藤孝が参席し

たことでも知られる。また飛鳥井雅敦は、この年越前金ヶ崎攻めにも
従軍した公家であり、飯川肥後信堅・曾我兵庫助乗等は室町將軍家
仕えていた。当代一流の連衆がうちそろっているものの、改元をめぐつ
て足利義昭と織田信長の対立が表面化しつつある中で、將軍家が主催
する源氏の氏神石清水八幡宮での法楽連歌は、思惑が交錯したもので
あったろう。早且よりはじめ戊刻までの間、それぞれの政治的な立ち
位置をめぐつて各地の動向など最新の情報収集の機会として、等安は
じめ石清水の神人らが注視した連歌であった。

三、橋本家文書の連歌

(一) 橋本家文書の連歌資料

箱5の卷子三卷の内、第一・第二の巻(箱5—1・2)は、上部が青色、
下部が紫色の内曇の料紙を、上下で断裁した横切紙を貼り継ぎ、見返
し表はともに紺紙銀泥で草花を描く。連歌懷紙は、通常は豎紙を横に
折った折紙四枚を綴じる。初折りに年月日などの端作と八句を、その
裏に十四句、二枚・三枚目表裏と四枚目(名残)の表も同様に十四句、
最後の四枚目裏に八句を記して合わせて百韻となる。末尾に「句上」
として作者名と句数が一覧される。橋本家の第一巻は、内曇の切紙五
紙(縦一六・五、第一紙五一・一、第二紙五四・四、第三紙五四・三、第
四紙五三・九、第五紙四六・九cm)に、等安独吟百韻に、紹巴の花押の
ある書状で完結している。

第二巻も同様に内曇の切紙五紙(縦一六・五、第一紙五三・五、第二
紙五四・七、第三紙五四・八、第四紙五四・六、第五紙三九・四cm)を貼

り継ぎ百韻に句上を記し、付墨二十三句此内長二の評点がある。

第三卷（箱5―3）は、縦一六・三に第一から第十三紙まで、四四・一、四五・九、二九・四、四六・〇、四〇・七、四三・二、四七・六、三七・三、四六・六、四六・五、四六・四、三六・八、三五・〇cmを計り、四十二句・九句・百韻などの六回の試作に紹巴の採点や書状を貼り継いでいる。

箱3―107、横半帳（二三・〇×二〇・五cm）の表紙題箋に「高好連歌」とし、橋本等安主催の連歌をまとめたものである。これ等の各会の連歌を年月日・前書・句上・発句をまとめたものが表2「橋本家連歌等一覧」（二六六・七頁）である。表2のNoは、本文中は（ ）内の数字で表す。

箱3―107の帳面には、元亀二年（一五七二）から天正十四年（一五八六）まで二十二回の連歌がまとめられ、そのうち（3）の天正四年卯月独吟・（8）天正七年十一月十一日三吟・（13）年月日不詳、高好独吟・（22）天正十四年六月二十二日の四度の連歌は、箱5の（23）・（24）・（25）・（30）の連歌と同一であり、箱3―107の作成時に再度掲出していることがわかる。これを表2の対照欄に記した。加点や句上を記さず、年月日と等安とのみ書する箇所（11）（16）もあり、この帳面は、未だ完成を見ていないようである。

（二）紹巴の評点と書状

橋本家の連歌には、ほとんどに評点が付され、紹巴の花押と思われる書状が続く（二六八頁）。

箱5―1、表2（23）天正四年卯月の何路連歌は、発句「太山木をあらわす花の若葉哉」に百句の高好（等安）独吟に評点が増えられ、

付墨廿七句とし、次のような書状（表2A・B）が続く。

右御独吟近比珍重候、地連歌
行やう已下うつくしきま、
長句なく候、御心持如此候ハ、
弥面白成行候ハんとたのもしく候
奇妙なる句ハ候へ共、そろひ
候ハねは、無曲候 猶以面候、かしく

（花押）

橋本満介殿 まいる

又申候、従来廿五日千句候、可有御出
座候ハ、召悦と可被仰合候
召悦ハ可有上洛之由候、但定日ハ
上様御下国次第候、抑先日者大根
廿八本受用珍珠候キ、返々于今
御養生と又寒天候条、千句
長座昼夜之事情、御分別専一候
取乱書中 如何

十九

橋本満介の独吟は、近頃は上達が著しいのであろう。地連歌とは特別な趣向を凝らさない句で、趣向の目立つ「有文」の対義語として「無

文」とも称され、行様（連歌の進行・展開）のうえで基調となり重要視された。書状では長句はないが、この地連歌の進行は見事であるという。連歌に取り組む姿勢が頼もしく期待するとしつつも、奇妙なる良き句もそろわねば工夫が無く面白くない。また来る二十五日に千句連歌興行を伝え、召悦とともに観覧をすすめている。召悦上洛の日程は、上様下国次第とあり、上様は織田信長として差し支えなからう。召悦は等安とも親交があり、この時信長に仕える人物であろうか¹⁵⁾。千句は、百韻を十卷、日を置かずにまとめて完成させるため、昼夜の長座に備えるようすすめている。

箱5の三巻目、表2（25）の真好の「かす見にあくる遠かたの山」に四十二句が続き、その後書状（表2C）が続く。

従一昨日勝龍寺ニ参候て

只今帰宅候、此御巻物

到来之刻発足候キ、於

御天主御両吟御興行

重而懐紙可進候、明日

早天ニ京上候、十四、五日も

江州ニ而近々滞留候たるへく候、

測可・貞勝（貞勝之）へも此旨御

伝達所希候、猶追而

可申候、かしく

林鐘六日（六月）（花押）

橋満介殿

まいる

御宿所

書状によると一昨日に勝竜寺から帰宅したところへ、この巻物が到来し、天主において紹巴と細川藤孝ふたりの両吟連歌興行へ出かけていたという。勝竜寺城は、永禄十二年（一五六九）四月頃には織田信長の命を受けて西岡支配の拠点として細川藤孝が入城している。さらに戦略上防御強化を図り、元龜二年（一五七一）西岡各戸から三日間の普請人足許可を受け、大規模改修が成されていた。

この巻子は、連歌が年代順に配置され、次に天正五年弥生初三日の九句が続いており、連歌の端作に年紀なく書状が出された年は不明であるが、年紀順とすると天正四年以前である。

書状にある御天主での御両吟御興行については、『連歌総目録』によると、元龜四年六月五日に藤孝「花の時も風をやまたむ夕涼み」の発句、藤孝・紹巴両吟連歌の写本が今も多く伝世している。この書状の内容と照らし合わせてみると、紹巴は一昨日の四日に勝竜寺城に出向き五日に連歌興行、六日に帰宅しこの橋満介宛の書状を認めたことになり符合する。諸本には六月六日・二十四日・二十六日の日付もあるが、日付の整合性から六月五日の両吟としておきたい。

この両吟の出来栄に余程満足したのであろう、この時の連歌懐紙を進呈するので、明日京に上ることを促し、紹巴はまた近いうちに近江に出立、しばらく滞留するという。ここに登場する貞勝・測可に

ついで、貞勝は天正元年（一五七三）八月十八日、発句が紹巴、脇句貞勝の「賦初何百韻」の十五名の連衆に測可も六句を上げている。¹⁶⁾表2〈1〉元亀二年・〈2〉元亀四年でも測可と貞勝は等安の連歌に参加し、その親交は明らかである。貞勝は元亀元年京都支配にあたり天正元年に所司代に就任した村井貞勝としておきたい。紹巴は、勝竜寺城・京・近江等へ転々と移動の合間にあつても等安の句評を行い、勝竜寺城の秀作藤孝紹巴両吟について、貞勝・測可にも伝えて共有しようとする連歌指導者の姿があつた。

先に見た元亀元年石清水の法楽連歌で同席した三条西實澄は、勝竜寺城の殿主にて、天正二年（一五七四）六月十七日に古今集の切紙伝授を藤孝に行っている。天正五年十二月には勝竜寺城の新造御殿で紹巴等を招いて連歌会を催している。吉田兼見も勝竜寺城へ囲碁や古典研究に答えるため度々訪問している。¹⁷⁾そもそも連歌会の席は、床の間に三つ具足などの床飾りと連歌神である菅原道真像の掛軸を掛け、座敷には執筆が懐紙や硯箱をすえた文台の前に座す。連歌全体の進行を指導する宗匠や連衆の人数によつて集う広間が必要である。また場所は、山に向かい水に面した眺めの良い景色の優れた所をえらび、趣のある建物や眺望・庭などの周囲の環境も求められる。¹⁸⁾そうすると勝竜寺城の天主の存在は元亀四年（一五七三）に遡り、その後も古今伝授や連歌などを行う場として文化的に興味をそそる空間構造を備えた建物であつたといえる。

さらに天正五年弥生初三日の九句に次の書状（表2D）がある。

返々両種

無比類

腎慶候

貴所

御所□ハ如何

いまた不被出候ハ、花ハ人にも

可然候、さてハ萍たるへく候

昨日紫野へ参候て御返事

不申入候、御樽両種名

今日可試候、急候て、不

及別紙候、恐々頓首

三五 (花押)

橋満介殿 まいる 御返報

講評を乞うた花の九句のうち、とりわけ「下水にちるや萍の花さかり」の句に対する評価を書状で述べ、昨日京都の紫野に参り、直ぐに返事ができなかったのか、満介から連歌指導の礼物として二種の樽酒を今日試すという。

次に〈28〉天正七年六月につく書状（表2E）である。

如仰合不申来候、御会候哉

御発句則付墨候、重点

不嫌候、まち／＼、方／＼

むら／＼など、留候哉、一切不嫌候、急候間書中省略候、以上

臨江齋

六十四 (花押)

橋満殿 まいる 御返報

花押は前の書状と同じ形状だが、ここでは臨江齋と名乗っている。「桐の葉やふみわけてたつ秋の風」の発句五句に対して町々、方々、村々のように同じ言葉を繰り返す重点で句留を提案している。

紹巴は、当代一流の文化人・戦国大名等の間を行き来する合間に等安の連歌に長点を加え書状を認め、地位や身分を越えた幅広い親交に努める様子がかがえる。

(三) 紹巴と細川幽齋による両評点

幽齋・紹巴両者の評点が箱3―107、表2〈17〉にある。端作に「天正八年八月、藤孝朱点、紹巴付墨 両吟」とあり、紹巴の付墨廿句、此内長二、朱筆で藤孝付墨廿五句と両者の評価がある。細川藤孝本人に直接評価を受けたとすると、天正八年は、七月十七日本願寺降伏後、勝竜寺城に一時帰城、丹後国を拝領し八月四日には下向、同月二十一日宮津城建設を信長に報告、九月二日に安土城へ赴く。⁽¹¹⁾ 八月三日までに藤孝が勝竜寺城に在城していた時か、あるいは丹後国へ移動中の寸暇に評点を得たかもしれない。

等安の連歌を『連歌総目録』で見ると、天正九年(一五八一)三月十六日賦何人連歌では、紹巴発句に脇句を藤孝が、連衆には、昌叱、心前、文閑等に交じり橋本等安が八句を詠んでいる。⁽¹²⁾ 等安は連歌の錚々たる十名に交じり連歌の妙手と認められていたのである。

箱5―3、表2〈30〉は、墨と朱の長点が増えられ、「付墨卅一句内長一」、朱筆で「付墨廿五句 此内長二」と評価があり【幽齋・紹巴両評点 等安独吟百韻連歌】《史料7》に掲出した。奥書に「此百韻墨点事書奥書 玄旨真筆也／同朱点者紹巴写也」と慶長三年に不伯齋等安による書き込みがある。墨色の長点と本文中の注釈は玄旨(細川幽齋)、朱筆が紹巴で、両者に評点を受けた等安独吟百韻といえる。ここには年紀はないが、箱3―107の〈22〉に同じ連歌が書き写され、端作にあたる部分に「天正十四年六月廿二日 越前北庄二知人在しを尋行、不思逗留せしかハ旅宿の従然に相綴侍しを玄旨・紹巴へ合点ヲ望畢」とあり、年紀が判明する。

天正八年丹後へ国替え後の天正十四年の細川幽齋の動向をみると、正月京より二十七日秀吉連歌興行のために坂本へ下向、二月には帰京、四月三日大坂より帰京、五月十九日丹後からの書状が吉田兼見に届いたとあり、このころまでには藤孝は丹後へ帰国していた。⁽¹³⁾ 八月十一日再度上洛とある。翌十五年四月には秀吉に従い九州へ下向するのであるが、その前のしばし国元でゆったり過ごした時であろう。幽齋真筆を明らかにする材料は、今はないが、この連歌の評点は、等安が北庄に知人を訪問し、長逗留の間に、丹後帰国中の幽齋に評点を受けることは可能である。またこの時の紹巴の所在は明らかではないが、「紹

巴朱点写」とあり、筆跡から紹巴の評点は等安によって朱筆で写されたとして妥当であろう。さらに両者の評点及び講評の比較・検討については今後の研究に俟ちたい。

古今伝授を行う当代一流の文化人であり戦国武将の細川幽斎(藤孝)と連歌の第一人者である紹巴、この両者の評点は、橋本家連歌の他に見ない特徴である。

(四) 等安主催の連歌会の連衆

等安が開催する連衆を見ておこう。表の〈14〉の句上には十四名の連衆が書き上げられ、末尾に「天正五曆十月十九日」とあり、これを年紀とした。

東寺遍照新院貞海は、東寺の南遍照心院大通寺に属する僧侶であろうか。新善法寺賢心は、清の通字が無いことから、社務家新善法寺家の家系につながるものではなく、家臣であろう。奥村善右衛門尉入道宗白は、石清水八幡宮の神人とする小禰宜座神人の奥村氏であろうか。清林庵は、近世には柴座町居住の森川何某が相続して森川院と改称した浄土宗三十六ヶ寺組の内の一石四斗の寺領を持つ。連衆のひとり森川与兵衛清永は、清林庵の檀家の一族か、壇所町周辺に居住する豊かな神人であろう。橘本坊春誉・宮本坊重祐は男山の宿坊の住僧である。公文所宮内卿院興・同法眼院慶は、「公文所上野家由緒書」によると第二十三代紀院興は、年未詳であるが法橋権律師に叙され、院興の嫡男院慶は、法眼権少僧都に叙任、天正十七年十一月廿七日豊臣秀吉朱印状によって、高六十四石余を賜ったとある。公文所とは八幡

宮の寺務を司る所司であり、宮寺印を管理することから、八幡宮寺からの公文書の発行、放生会などの祭祀や遷宮儀式を奉行し、諸神人の出頭命令書等を交付する。²³⁾ 祭祀の重要な実務を担い、諸神人と直につながる役職にある。連衆は、石清水の支配層ではないが、祭祀や寺庵の重要な役割を担う富裕な神人であった。

〈18・19〉天正十一年(一五八三)の三吟・五吟の連歌の連衆には、毎回のように参席する香澄に加えて「由己」がある。軍記物の著述家であり、和歌や連歌・謡曲などの多彩な才能でもって豊臣秀吉の御伽衆・祐筆として仕えた大村由己その人である。〈18〉には次のような紹巴書状(表2F)が書写されている。

今日祝儀珍重候、

一昨日香曲申入二乍憚付墨候

由己等安なと連衆へ□此度のハ

不出来候歟猶重而可給候

不及別紙候、恐惶謹言

端午

臨口齋紹巴

宮本坊まいる

御同宿中

「今日祝儀珍重」と指導料の礼を述べ、「由己・等安なと連衆へ□此度のハ不出来候歟」と厳しい評価を率直に述べられる関係を築いていた。書状の宛所が宮本坊同宿中とあり、由己をはじめ、等安・香澄は

宮本坊に滞在し、そこで連歌が行われていた。『山城綴喜郡誌』にいう等安が秀吉の御連衆であったという史料は、本文中には確認できなかったが、由己との関係から連歌を通じて豊臣家に近い関係を築いていたといえる。

天正十四年二月十日（20）には、対岸の山崎において関善右衛門が興行した連歌に参席している。永禄十一年十二月「大山崎惣中連署状」に関善右衛門は一味同心の社家一七五名の一人であり、宗弘は不明ながら、発句を勤めていることから善右衛門かもしれない。紹員は慶長六年「大山崎惣中定」一三四名に、また慶長六年「社領分帳」に井尻紹員とその名を記す。紹巴書状（B）にある召悦を交えた六名で、等安は、二十句を詠み五の長点を紹巴から受けている。また文禄二年（一五八三）十一月二十六日、九条植通八十を賀する連歌で等安と紹員に久林が参席している。山崎宗鑑以来、連歌の盛んな大山崎での吟行は、八幡と連歌交流が親密に行われていた証であろう。

むすびにかえて

橋本家に残る等安の連歌は、紹巴による連歌指導を中心に細川幽斎の評点を加え、まとめたものであった。指導の回数は、天正七年には六回、天正八年四回、元龜二年から天正十四年までの十五年間に二十数回に及

ぶ。紹巴の添削の頻度を比較する資料を持たないが、書状に今日の祝儀を喜び、酒樽の試飲を愉しみ、贈答の大根に二十八本と本数までを記して珍味の感想を述べている紹巴がある。物品の贈答によっても心を通わせる親しい間柄と想像できる。紹巴は、信長、秀吉やその家臣、戦国大名和歌連歌に長じた公家だけでなく、橋本等安のような地侍にも親しく連歌指導を行っていた。身分を越えた幅広い親交によって、連歌に求める交渉や仲介などの政治的な実利に応えることができたのが、まさしく紹巴であった。また細川幽斎は、貴顕との仲介を惜しまぬ人柄ゆえに、等安は幽斎の評点を獲得できた。連歌は、身分や地位、格式を越えたネットワークの裾野を広げる手段であった。

和歌が書物を参考に寝ても覚めても熟考するのに対して、連歌は付句によって次々に歌の世界が変化する。合戦に打ち出すように臨機応変に素早く対応するのが連歌あり、生き残りの技を磨くためでもあった。石清水八幡宮の膝下、橋本という交通の要衝にあり、近世への転換期に、個人の教養や趣向だけでなく、身の処し方を見極め、家の存続にかかわる文芸活動である連歌に等安は没頭し、その妙手として知られていた。

橋本家は石清水八幡宮の本頭神人として近世を通して橋本地域の自治と祭祀を担っていたことは、伝来する古文書から明らかであるが、石清水の地侍であった橋本家は、中世以来対岸の山崎との渡しの権益を手放しながらも、織豊期に連歌という文芸活動により人脈を構築し、近世橋本の神人家の地位を守り伝えていた。

【注】

- (1) 『京都府立大学文学部歴史学科フィールド調査集報』第5号、二〇一九年。『舞鶴の地域連携と世代間交流 井上與本家文書調査報告』（京都府立大学文化遺産叢書16集）二〇一九年
- (2) 八幡市『八幡市誌』第二卷、一九八〇年。京都府教育会綴喜郡部会『山城綴喜郡誌』一九〇八年
- (3) 連歌総目録編纂会『連歌総目録』明治書院、一九九七年
- (4) 『石清水八幡宮全図』京都府立京都学・歴史館蔵（京の記憶アーカイブ）。長濱尚次「男山考古録」（石清水八幡宮社務所『石清水八幡宮史料叢書』一、統群書類従完成会、一九九四年）
- (5) 『石清水八幡宮縁起』一卷（石清水八幡宮社務所『石清水八幡宮史料叢書』二縁起・託宣・告文、二三五頁）、統群書類従完成会、一九七六年
- (6) 「天下安居神事記」石清水八幡宮文書御文庫B6（通番1672）、石清水八幡宮蔵。
- (7) 「石清水八幡宮他姓神官橋本次郎左衛門尉末満言上書写」・「石清水八幡宮燈油通路境内橋本渡（石清水八幡宮社務所『石清水八幡宮史』五輯、一九九五年）一五二頁・一五七頁、
- (8) 「石清水八幡宮燈油通路 橋本渡舟之事」橋本家文書箱2―23
- (9) 「橋本安芸守吉勝書状」・「某書状土代」（石清水八幡宮『続石清水八幡宮史料叢書』二、田中家文書目録二、一九九六年）松十
一七・一・二
- (10) 「神社仏閣并坊舎寺庵改帳」（八幡市教育委員会『石清水八幡宮境内調査報告書』二〇一一年、資料編三、参考資料（2）所載）。前掲（3）。八幡市郷土史会『わたの道しるべ』郷土史双書改訂版、二〇〇二年。橋本寺については「男山考古録」では、「橋本當好か先祖等庵といふ人の一建立」とあるが、等安没年が慶長十八年で天文二年創建とすると等安による創建には無理がある。
- (11) 慶長六年「狩尾社棟札写」橋本家文書箱1―22・24「狩尾社修理遷宮之記。『石清水八幡宮文書外』（筑波大学所蔵文書（下）、史料纂集古文書編30、一九九九年）で狩尾社の棟札は、三五、某社棟札写と四七、棟札写でと分割して所載されているが、一連の文書であると判明した。
- (12) 「歴代由緒書」橋本家文書箱6―9・2・3。慶長五年「徳川家康領知朱印状」橋本家文書箱6―1。「安居本頭神人知行分徳川家綱領知朱印状」（石清水八幡宮社務所『石清水八幡宮史』第六輯、一九九五年）八六六頁
- (13) 石清水八幡宮社務所『石清水八幡宮史』第八輯、崇敬編下、書類従完成会、一九九六年、五六―六二頁
- (14) 『言継卿記』第四卷、永祿十三年二月五日、国書刊行会
- (15) 前掲（3）、召悦については、天正十年（二五八二）正月五日に紹巴発句、脇句細川藤孝の賦何船連歌百韻に、十四名の連衆とともに参席し、五句を詠む。紹巴・藤孝とも親交があった。
- (16) 前掲（3）
- (17) 長岡京市役所『長岡京市史』本文編一、一九九七年

(18) 奥田勲『連歌史―中世をつないだ歌と人びと』勉誠出版社、二〇一七年。廣木一人『連歌入門―ことばと心を紡ぐ文芸』三

弥井書店、二〇一五年。

(19) 廣瀬邦彦「細川幽齋、丹後拝領期居所表」(『舞鶴地方史研究』第四十四号、二〇一三年)。藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』思文閣出版、二〇一六年

(20) 前掲(3)

(21) 前掲(19)

(22) 「歴代由緒書」石清水八幡宮文書櫃之部上野家文書12、通番594、石清水八幡宮蔵

(23) 拙稿「近世石清水八幡宮の所司発給文書にみる神人身分―六位禰宜森本家旧蔵文書を中心に―」(『京都府立大学学術報告』人文第六十七号、二〇一五年)

(24) 永禄十一年「大山崎惣中連署状」・慶長六年「大山崎惣中定」(大山崎町市役場『大山崎町史』史料編、一九八一年)七二頁・一八七頁。「城州撰州之内大山崎社領分帳」(『大山崎町歴史資料館館報』第六号、一九九九年)。前掲(3)、久林は、橋本家に替わって近世橋本の渡しを管理した伴家であろう。

(25) 鶴崎裕雄「天下人の和歌・連歌―信長・秀吉・家康―」(中京大学文化科学研究所『文化科学研究』30、二〇一九年)。森正人・鈴木元編『細川幽齋・戦塵の中の学芸』笠間書院、二〇一〇年。本稿は、二〇一九年七月二十七日戦国織豊期研究会にて、帝塚山学院大学名誉教授鶴崎裕雄氏との共同研究で発表し、その成

果をまとめたものである。

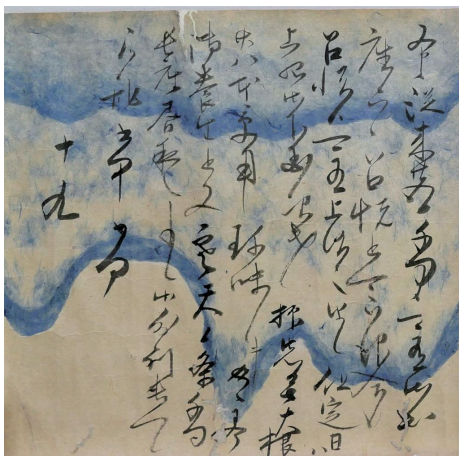
本稿作成にあたっては、文書所有者である橋本家、石清水八幡宮禰宜西中道氏、元京都府立京都学・歴史館職員辻真澄氏・京都府立山城郷土資料館伊藤太氏・長岡京市生涯学習課生島輝美氏・大山崎町歴史資料館長福島克彦氏(順不同)そして、調査を共に行ってきた地域史料研究会やわた(代表谷村勉氏)の面々、そのほか多くの方々にご助力・ご支援を賜った。末筆ながら衷心より謝意を表す。

表2 橋本家連歌等一覧

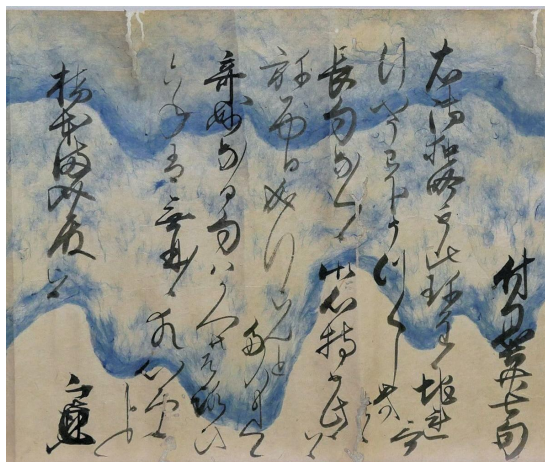
No	史料番号	年代	西暦	月日	端作等	評点・句上等	対照	発句等	備考
1	箱 3-107	元亀 2	1571	9月 8日	両吟(百韻)	墨付 22 句此内長 3 紹巴判在、 貞勝 5・高好 17 此内 3 長		貞勝「かほりきて菊に分入山路哉」	
2	箱 3-107	元亀 4	1573	6月 12日	四吟(百韻)	付墨 23 句此内長 2 紹巴判、 高好 7 此内長 1・重経 6 此内長 1・貞勝 5・測可 5		「月に猶道そふ花の蓮かな」	
3	箱 3-107	天正 4	1576	卯月日	独吟(百韻)	墨付 27 句紹巴判	No23	高好「太山木をあらわす花の若葉哉」	
4	箱 3-107	天正 7	1579	6月 19日	四吟(百韻)	付墨 23 句紹巴判、 香澄 9・高好 11・貞栄 3・長尊		香澄「心もて露もまきはの蓮かな」	
5	箱 3-107	天正 7	1579	6月 21日	五吟(百韻)	付墨 24 句此内長 3 紹巴判、 香澄 4・求道 5・貞栄 4・良濟 2 此内長 1・高好 9 此内長 2		求道「常盤木も夏ハみどりのね入かな」	
6	箱 3-107	天正 7	1579	6月 23日	両吟(百韻)	付墨 23 句此内長 2 紹巴、 高好 11 此内長 2・香澄 12		高好「涼ミよる袖や木陰の花盛	
7	箱 3-107	天正 7	1579	8月 6日	両吟(百韻)	付墨 23 句此内長 2 紹巴判、 求道 5 此内長 1・高好 18 此内長 1		求道「秋の道またうす霧のは山哉」	
8	箱 3-107	天正 7	1579	11月 11日	三吟(百韻)	付墨 23 句此内長 2 紹巴、 高好 33/14・香澄 33/6 内長 2・求道 33/3・玄己 1	No24	高好「あられ散る小篠やさらに玉の枝」	
9	箱 3-107	天正 8	1580	6月 12日	両吟(百韻)	付墨 25 句此内長 3 紹巴、 香澄 10 此内長 1・等安 15 此内長 2		香澄「山々にはなれてたかし雪の峯」	
10	箱 3-107	天正 8	1580	8月日	三吟(百韻)	付墨 24 句此内長 2、 如易 2・香澄 10・等安 12 此内長 2		「さお鹿の声をしからむ小萩哉」	
11	箱 3-107	天正 8	1580	8月日	等安	白紙半丁			
12	箱 3-107	—	—	—	紹巴点、発句・付句、 次第不同 高好(独吟)	—		高好「五月雨ハ遣水かけぬ庭もなし」等 51 句	
13	箱 3-107	—	—	—	付句 点 高好 (独吟)	付墨 9 句此内長 1	No25	高好「かすみにあくる遠かたの山」等 42 句	
14	箱 3-107	天正 5	1577	10月 19日	—	付墨 47 句此内長 9、 東寺遍昭新院貞海 4 此内長 1・新善法寺賢心 6 同長 1・大和兵部少輔貞栄 6 同長 1・橋本満介高好 8 同長 2・奥村禅右衛門尉入道宗白 2・橋本坊春誉 4・新与兵衛付尚則 3 同長 1・森川与衛清永 1・宮本坊重祐 4 同長 1・永椿庵宗栄 3 同長 1・イロコカタヤ善□(別カ)3 同長 1・日向衆客僧長尊 1・公文所宮内卿院興 2・同法眼院慶		「春ハ小船をさしうけて見む、散花の道になりゆく吉野河、貞海」等 150 句	

No	史料番号	年代	西暦	月日	端作等	評点・句上等	対照	発句等	備考
15	箱 3-107	—	—	—	—	此墨 49 句此内長 6		「あふ人もなくかすみぬる山、散花の証とふ峯ハ暮る日に」(貞栄・空澄・良濟・春誉・重祐・高好)等 150 句	
16	箱 3-107	天正 5	1577	1 1 月	—	白紙 1 丁			
17	箱 3-107	天正 8	1580	8 月	「藤孝朱点、紹巴付墨」 兩吟(百韻)	付墨 20 句此内長 2 紹巴、 等安 10(朱 13)・香澄 10(朱 12)、朱書「藤孝付 墨 25 句		等安「月花の外なる秋の夕哉」	
18	箱 3-107	天正 11	1583	卯月	三吟(百韻)	付墨 26 句、 由己 11・等安 7・香澄 7・ 執筆 1		「松風の香も生かはる若は哉	紹巴の書状写(F)あり
19	箱 3-107	天正 11	1583	5 月 7 日	五吟(百韻)	等安・由己・召悦・超尹・ 香澄(評点・句上等無し)		「一こえは秋のゆふへかほとときす」	
20	箱 3-107	天正 14	1586	2 月 10 日	於山崎関善右衛門 興行(百韻)	付墨 20 句、 宗弘 20/点 1・紹員 20/6・ 召悦 20/6・等安 20/5・慶 存 19/2・玉誉 1		「咲を待てとはんハをそし花の宿」 宗弘	
21	箱 3-107	天正 13	1585	6 月 16 日	右此百韻ハ為慈母 世三回忌法華要文 置句頭をろかなることのはをつらね 侍ぬ	—		等安「南 夏の夜 はいさよふ付を名 残哉」「無 むす ふいつみの乗そふ 袖」	
22	箱 3-107	天正 14	1586	6 月 22 日	越前北庄二知人在 しを尋行、不思返 留せしかハ旅宿の 従然候て相綴侍し を玄旨・紹巴へ合 点ヲ望畢 等安(独吟)(百韻)	玄旨付墨 31 句内長 1、 紹巴付墨 25 句此内長 2	No30	等安「三吉野の花 やい夏に峯の雪」	
23	箱 5-1	天正 4	1576	卯月日	何路 高好 (独吟)(百韻)	付墨 27 句	No3	高好「太山木をあらわす花の若葉哉」	末尾に満介宛紹巴書状(A・B)あり
24	箱 5-2	天正 7	1579	11 月 11 日	高好 (四吟)(百韻)	付墨 23 句此内長 2、 高好 33/14、香澄 33/6 内 長 2、求道 33 句/3、玄巴 1、	No8	高好「あられ散る小篠やさらに玉の枝」	
25	箱 5-3	—	—	—	高好 (独吟)	付墨 9 句此内長 1	No13	高好「かす見にあくる遠かたの山」 等 42 句	末尾に満介宛紹巴書状(C)あり
26	箱 5-3	天正 5	1577	弥生初 3 日	高好 (独吟)	—		高好「花は見る人にけちめみせぬ 花の色香哉」等 9 句	末尾に満介宛紹巴書状(D)あり
27	箱 5-3	天正 6	1578	6 月日	高好 (独吟)	付墨 6 句此内長 1		高好「月雪の光あらそふ扇かな」等 10 句	
28	箱 5-3	天正 7	1579	6 月日	高好 (独吟)	—		高好「桐の葉やふみわけてたつ秋の 風」等 5 句	末尾に満介宛紹巴書状(E)あり
29	箱 5-3	—	—	—	等安 (独吟)	付墨 8 句之内長 2		等安「下枝こすはやはつ花河柳」等 15 句	
30	箱 5-3	— (天正 14)	— (1586)	— (6 月 22 日)	等安 (独吟)(百韻)	付墨 31 句之内長 1、 朱筆「付墨 25 句此内長 2」、 奥書「此百韻墨点事書奥書 玄旨真筆也、同朱点者紹巴 写也、慶長 3 年 11 月 25 日不伯齋等安」	No22	等安「御芳野の花 やハ夏に峯の雪」	

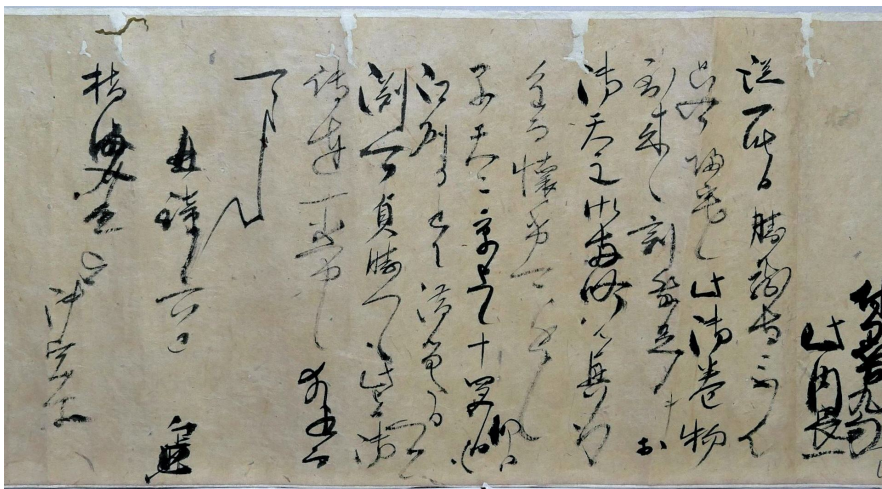
写真図版



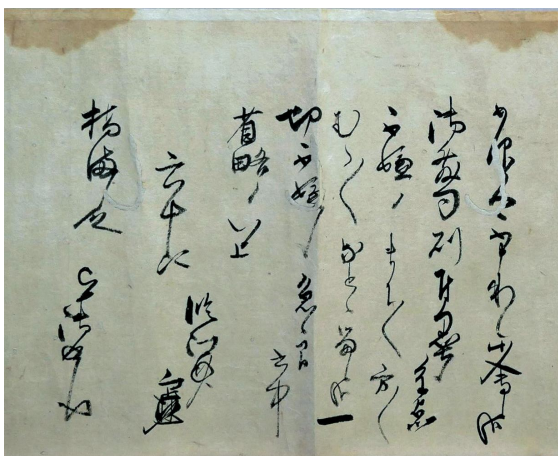
紹巴書状 B



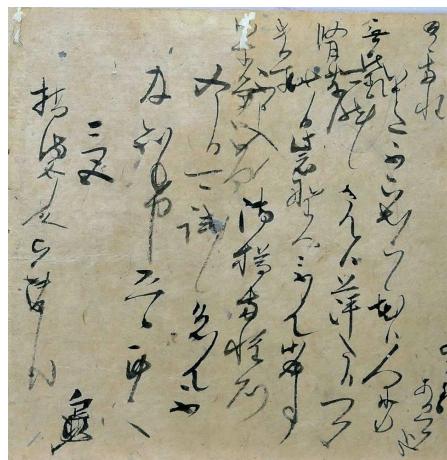
紹巴書状 A



紹巴書状 C



紹巴書状 E



紹巴書状 D

【關係史料】

《史料1》

○「石清水八幡宮他姓神官橋本次郎左衛門尉末満言上書写」

石清水八幡宮他姓神官橋本次郎左衛門尉末満言上

境内橋本渡事

右此渡者、当宮長日御灯油依為運送通路、異尔他之処、近年動非分作障有之条、去天文七年言上趣被達 上聞、被成御制札并御下知訖、然從撰州所々至八幡商売之柴薪等之儀、山崎之領中不可通由申、燒捨之間、為其相当山崎江出入商売人、從八幡相止之者也、將又近來号駄別、於渡口自山崎取役錢事、可為新関者哉、旁以横渡退転之儀、末満一身迷惑不過之、所詮、任御制札旨、被停止自他違乱、如先々通路無相違者可忝存者也、若猶至不事行者以神訴可奉歎之条、急度可預御注進候也、仍言上如件

天文十三年十一月

○「石清水八幡宮燈油渡通路境内橋本渡」
うつし

石清水八幡宮燈油渡通路境内橋本渡

一 当时任雅意、不致沙汰舟賃、強令通路事

一 八幡与山崎間立新関事

一 或念劇或喧嘩、其事篇以下出来砌、動止此渡事

右、条々堅被停止之訖、若有違乱之輩者、速可被嚴科之由、所被仰

下也、仍下知如件

永祿五年四月廿日

左衛門尉藤原 在判
散位三善朝臣 在判

《史料2》

○「神社仏閣并坊舎寺庵改帳」

京本国寺末寺同町（橋本）

一、無年貢地

百六拾年前天文式年建立之由、開基僧不相知候

七拾六年前元和三年妙泉日珠住持仕候支配

橋本李之助頂戴 御朱印之内則菩提所二而代々支配

○「男山考古録」

橋本寺

今は絶てなし、橋本町道の南側、今社士落合利經か隣地也と、法華宗にて、橋本當好か先祖等庵といふ人の一建立にて、彼家の頼み寺なるよし、か、かれは山崎橋のもとに在て稱には非、橋本氏か寺なれば云也、慶長年間之事と云傳ふ、寛保三年注進記中に、橋本寺跡といふか書出たり

《史料3》「狩尾社修理遷宮之記」

慶長六年狩尾社棟札之写

夫以神若無人則何以遂垂跡之本懐、人若無神則

何以憑安堵之擁護神乎、上治明鏡之四時而、胎卵湿化

之根株各結其光人乎、下正昭鑑之三綱而、元亨利貞

之枝葉互受其性故神則因人而、增威人則因神而

蒙福神與人猶如水之有鴛鴦也、去慶長五庚子

初穉之頃、内大臣家康公京方之諸士卒有故事雖

被及鋒楯、内大臣自古以仁政武勇撫育庶民故

一兩月之内如海内於磐石治依之、宗廟八幡宮之年

來敗壞之仏閣皆以被修之、并当山狩尾天皇昔

在男山今八幡宮之立処是也、大菩薩從宇佐貞觀

二庚辰御遷座之砌、当山被移之、然間号護国寺奥

院也、爰清水小八郎忠宗公安居頭被勒之、奉幣刻

及大破躰熟有一見神難測、老母類親同事流感淚

此公舍姉内府家康公之御内御龜此旨閑話之

所然者可修造大願、忠宗公曰国令治兵而

武略歳号令已嚴法度、復古宮社修造時其至哉

郷内氏子貴賤感之、二ヶ月造営畢、豈神無納受大

檀那武運長久家内安全富貴永及子孫不可疑者也

時慶長六辛丑七月吉辰

謹白

当御務田中秀清公

御奉行 三寺傳丞

当村衆中

落合五郎右衛門

大工棟梁 廣田甚左衛門

橋本龜左衛門

同 長右衛門

桧皮大工

竹田弥三兵衛

同満介入道

同 源左衛門

同 孫介

等安公

落合左兵衛

同弥介入道

歸齋

同惣右衛門入道

同八郎右衛門入道

了甫公

幽菴公

橋本甚五郎入道

落合喜三郎

甚入公

橋本弥二右衛門入道

高味公

橋本久三郎

裏二

今上皇帝百八代正親町院之太子

御宇豊臣朝臣秀頼公之代

常徳開基一峰之書

《史料4》

○「橋本等安宛徳川家康領知朱印状」

於八幡庄内五拾

七石四斗七升之事

全可所務候也

慶長五年

五月廿五日 家康（朱印）

橋本町

橋本等安

《史料5》

○「安居本頭神人十二人組 徳川家綱朱印状」

石清水八幡宮領内

一五拾七石四斗七升 山城国綴喜郡八幡庄

安居本頭神人

橋本等安

一四拾貳石貳斗六升 同断

同

横田以斎

一三拾石貳斗四升 同断

同

小篠與次郎

一貳拾九石壹斗貳升 同断

同

橋本助六

一貳拾八石 同断

同

神原四兵衛

一貳拾四石九斗四升 同断

同

山内壽斎

一貳拾四石 同断

同

谷村浄雲

一拾四石五斗六升 同断

同

福田彦兵衛

一拾貳石三斗五升 同断

同

橋本甚五郎

一拾壹石貳升 同断

同

福田新兵衛

一七石四斗五升 同断

同

橋本又太郎

一貳石四斗 同断

同

相坂久助

右都合貳百八拾三石八斗余事、任慶長五年五月廿五日、元和三年八月十六日、寛永十三年十一月九日先判之旨、永不可有相違者也

寛文五年八月十五日

（朱印）

《史料6》

○元長卿記

文龜二年三月六日、晴入夜雨下、参内当番也、石清水法楽続歌被賦遣、

褰紙銘小簡等於御前予書之、承仰以釜殿賦遣之、予二首拝領了、

○御湯殿上日記

永祿十二年三月八日、八わた御ほうらくあり、五しやうらく百へん、

永祿十三年四月廿八日、御心くわんの事ありて、八わたへ五しやうら

く百へんひきあり、めてたしおんはいになる、けふのふなか（信長）

ゑちせんにてのかせんわろきよしさたなり。（越前二而の合戦わろ

き由沙汰也）

天正元年十月廿四日、八わたの御ほうらくの御たんしやく、みやの御

かたたけのうち殿、みな／＼へわたさる、

○権大納言言繼卿集

天正元年十月二十六日

野郭公、天正元年十月廿六、公宴八幡宮法楽

夢さます仮ねの野へのほと、きす猶もさかなん明ほの、声

梅雨

麓をもたかねもわかす遠近ハ雲につき、める五月雨のころ

絶恋

此ま、にたえやはてなんいさ、かのこと葉の末ぞ恨とはなる

○晴豊公記 天正十年三月九日信長戦勝祈願

天正十年三月五日、八はたの御ほうらく、九日百首御うたあり、信長

きとう也、余二首出旨也、

八日、天晴、近衛（前久）殿、内府（近衛信基）より明日之御法楽之

御うた、禁裡懸御目候、余（勸修寺晴豊）、大覚寺殿より牛公事、

薄ト申分有之、甘露寺（経元）と二条（昭實）参、罷出近衛殿詠草

もち候て近衛殿参候也、

九日、天晴、八幡御法楽うた進上申也、信長陣立御きとう百首也、下

御所御番村井陣へ御音信之物談合申、

《史料7》幽齋・紹巴両評点等安独吟百韻連歌

等安

御芳野の花やは夏に峯の雪

涼しさをくる月の朝風

河波も高瀬の小船さしつれて

堤につゝ、く里はいくむら

呉竹の末葉ほのかに打けふり

日かけにあへす霜やとけ、ん

かた／＼に羽吹出たる鳥かろく候て面之句体に似合候のゑ

かこふあたりもひろき苗代

青柳の木陰の道の一すちに

行水ウかすむ遠の川橋

月はた、波のまに／＼うつろひて

そ、き捨たる秋のむら雨

ひくらしの鳴ねさひしき山かくれ

とふ人もなき柴の戸のうち

落散そふる木葉に道はうつもれて

嵐のあとの霜まよふ暮

ね所をさほく鳥のこゑ／＼に

わかれていんもつらき暁かた／＼に羽吹に心二似候

袖はたゝはらふか上の泪にて時分さし合候

あはれよはひも末の黒かみ

むちうつもつかれて駒八行やらす

二 ころし薪そはこひのこせる老に心可寄候歟 老たる馬にと申付候同計なからよはひは

如何駒又若馬を常にいひし是又 相違候様候

二 俄にも降つもりたる雪のくれ

／＼ 梢の花をさそふ姿風

志賀の浦やよりくる波は長閑にて木さし合候

かすみのうちにかふ釣舟

跡先に翹わかるゝ天つかり

月かすかなるけさの明ほの

露むすふかりねの枕しき捨て

／＼ 衣手さむし野への秋風

／＼ 虫の音のよはりもて行夕／＼

うつろひつくす花の萩原

問よれば道もつゝかぬ古跡に

石井の水そなかれ出たり

さらになゝあつさも夏の山の陰

見る／＼雲にひかりかくるふ

二ウ さよ風の行ゑ時雨る雲の月

旅なる人をおもひやる宿

／＼ 忘るなよわすれしとのみ契り置て

さかしらせしにかたつくはうし忘しよするなど 古哥にいくはくのちかひなく候如何

身は親にとにもかくにもまかせてよ

／＼ 水のひまに魚おとりいつ

／＼ 萍は枯葉なかに萌らそめて古事分明に相聞候 行様殊勝候

／＼ 澤辺の小田は返すともなし

里遠き道の末／＼打かすみ

暮はてけりなかへるさのそて

／＼ 語りぬる事はつきせぬ友にしてかへすに二句歟

いくたひならしめくる盃

菊の香をとむる紅葉の木の本に

霧の雫のつたひくるやま

三 篠ふきの軒はそよめく秋の風

ね覚の後の月のさやけさ

もろこしもかよひは絶ぬ船のうへ

まつ人はなとわれにつれなき付所き、かね候

玉のをのかゝるかきりの物おもひ

柳にまじる桜ちり行つれなき八玉のをの事斗候哉 我につれなき事と云わたり能、
可物おもひに心不付候有吟味候 むつかしく候

沓をともかすみ物おもひに心不付候にくる、鞠の庭

春のなさけをすゝめぬる袖

はる／＼と旅たちそむる花むけに

こゝろ〇／＼をよむ大和哥

占かたに身の幸や問てまし

むまれ出ぬる子はあまた也そひ

鳴猿生れ出る子のあまたあるとは如何出るに歎いはれず候の木の根岩かね去やらて

みなきりおつる瀧つ白波此句も生れ出るよりはけかにまざるへく候

三ウ

梯の半は雲に見えかくれ

すこし入日のさしはつるかけ

青柴をほしも侘たる門の前

行かひあらぬ野へのかた原

さをしかの伏とは爰にかしこにて

田面の稲葉色になる比

朝な／＼露やふかくも成そらし

なみた身にしむきぬ／＼の道

月に猶うき梯はしたひきて

おもひあかせるよる／＼の床

遠さかる都恋しき船の内

しらへそへたる四のをのこゑ

文集之心を思はれ候哉

鶯のなるゝやとりの花さかり

たか園ならし匂ふ梅か枝

雪はまた所／＼にきえのこり誰我家の物とみるらんなどの面影たかひて珍重候

狩場の小野のはるかなる道

しはしたゝ馬草かひぬる袖見えて

かすかになりぬ吹笛のこゑ

下待もよそにうつりて行暮に

せきかねにたるおもひくるしも

物のけのうつし心にいつならん

おこたるまなき法のおこなひ

さし入もしつかなりける山寺に

萩の葉わけの月ぞ澄たる

うす霧のひま／＼しろき秋の霜

きり／＼す鳴かけの草かき

暮てより夜なかさ侘る独ねに

ならす扇をかたみなる袖

舞姫のかさしの花は打しほれ

空に胡蝶のみたれてそとふ

朝日影かすめは風の音絶て

雨になりたる水上の山

引のほる船の綱手て○とり／＼に

おろしをきたる網のかす／＼
上にのほる二句様候歟

奥ふかき真木の戸口の玉簾
玉すたれには高浪とるへからす候

出入袖のたちつゝく家
戸一へ
き、かね候あはれ可在候歟

付墨廿五句
但愚意二八珍候

付墨卅一句之
内長一

付墨廿五句
此内長二

此百韻
墨点事書奥書

玄旨真筆也

同朱点者紹巴写也

不伯斎

等安

慶長三年十一月廿五日

(二〇一九年九月三十日受理)

文学部歴史学科 特任講師

たけなか ゆりよ

石清水八幡宮神人家文書にみる連歌師紹巴と細川幽斎